

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

新空港線の整備に当たり、任命権者の要請に応じて退職した職員を派遣することができ特定法人に、羽田エアポートライン株式会社を加えるため、条例を改正する。

2 施行日

公布の日

3 改正内容

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成16年条例第3号）新旧対照表

新	旧
○公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 平成16年3月16日 条例第3号 第1条から第7条まで（略） （法第10条第1項に規定する条例で定める法人） 第8条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社（以下「特定法人」という。）は、次に掲げるものとする。 <u>（1）株式会社大田まちづくり公社</u> <u>（2）羽田エアポートライン株式会社</u> 第9条から第17条まで（略） 付 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	○公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 平成16年3月16日 条例第3号 第1条から第7条まで（略） （法第10条第1項に規定する条例で定める法人） 第8条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社（以下「特定法人」という。）は、 <u>株式会社大田まちづくり公社</u> とする。 第9条から第17条まで（略）